

(別紙：今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審 査 請 求 人	申 請 年 月 日 及び申請理由	原 処 分 年 月 日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審 査 請 求 年 月 日	審 査 請 求 の 趣 旨	裁 決 及 び 理 由	備 考
1	熊 本 県 知 事	大阪府豊中市在住 81歳の女性	昭.53. 9.30 昭和48年頃より、 頭重感、足のだるさ やしびれ、顔のむく み、目が見えにくい 等	昭.55. 5. 2 (昭.55. 7. 3) (昭.56. 9.28)	昭.56.10.28	水俣病 認 定	棄 却 処分庁が52年判断 条件に準拠して原 処分を行ったこと 自体に不当性があ るとは言えない 四肢末端の感覚障 害が認められ、中 枢性聴力障害の可 能性を否定できな いが、求心性視野 狭窄、中枢性眼球 運動障害及び平衡 機能障害は認めら れず、小脳性運動 失調があるとは認 め難く、その他の 所見を含め総合的 に判断しても、水 俣病と認定するこ とは困難	審査請求人は、熊本県水俣 市で出生、昭和46年まで同 市に居住 昭和46年より、兵庫県尼崎 市に居住 平成15年以降、大阪府豊中 市に居住  請求人側より、水俣病関西 訴訟終結までの間、本件口 頭審理の開催延期の要請が あったことにより、裁決ま で長期間を要した (口頭審理開催は平成18年 8月)
2	同 上	大阪市在住 64歳の男性	平. 9. 9. 8 体のしびれ、耳鳴 り、舌がもつれやす い、めまい等	平.11. 1. 8 (平.11. 2.18) (平.11. 8.11)	平.11. 9. 9	水俣病 認 定	棄 却 四肢末梢優位の感 覚障害が認められ るが、小脳性運動 失調、求心性視野 狭窄、中枢性眼球 運動障害、中枢性 聴力障害、平衡機 能障害はいずれも 認められない	審査請求人は、熊本県葦北 郡で出生 昭和37年～46年、土木業で 大阪と神戸を往復 同46年以降、大阪市に居住